

ぐんまふるさと納税お礼の品提供事業者 募集要領

令和5年 7月 1日制定

令和5年11月 1日改正

1 目的

群馬県では、ふるさと納税制度により、県へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し、返礼品として県ゆかりの商品やサービス（以下「お礼の品」という。）を贈呈することにより、県内農林水産業や観光業等を支援するとともに、県の魅力発信、県内商品の販路拡大及び観光誘客等を行い、関係人口の創出・拡大を図っている。

本要領は、上記のために効果的なお礼の品提供事業者及びお礼の品を選定するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

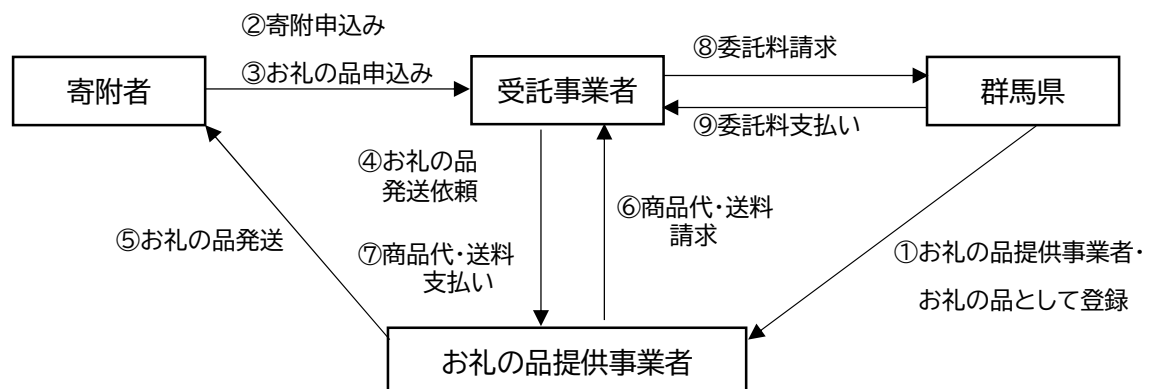
2 定義・業務の概要

寄附者へのお礼の品提供を行う事業者（以下「お礼の品提供事業者」という。）は、群馬県がぐんまふるさと納税の推進に係る業務を委託する事業者（以下「受託事業者」という。）と契約を締結し、寄附者に対するお礼の品の提供及び発送業務を行う法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）をいう。

お礼の品提供事業者は、受託事業者からお礼の品の発送依頼を受領後、速やかに寄附者に対してお礼の品を発送する。商品発送後、お礼の品提供事業者は、商品代（商品価格及び梱包代を含む。）及び送料実費を受託事業者に請求し、受託事業者はお礼の品提供事業者に対して支払いを行う。発送依頼方法並びに商品代等の請求及び支払いの方法等は、お礼の品提供事業者と受託事業者の間で定める。

なお、サイト掲載手数料及び寄附に係る決済手数料は群馬県が負担し、お礼の品提供事業者の負担はないものとする。

【参考】ぐんまふるさと納税お礼の品提供業務の流れ（概念図）



3 お礼の品提供事業者の要件

お礼の品提供事業者は、以下全ての要件を満たすこと。ただし、以下の要件を全て満たした事業者でも、群馬県が適当でないと判断した場合には、お礼の品提供事業者として認めない場合がある。

- (1) 県内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行っている事業者であること。
- (2) 県税のほか、国税・市町村税等に未納がないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないものであること。
- (4) 群馬県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 51 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定するもの（暴力団及び暴力団員）並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (6) ふるさと納税制度及びお礼の品提供業務の趣旨に賛同し、お礼の品について適切な品質管理及び寄附者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。
- (7) お礼の品提供業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、事前に群馬県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (8) お礼の品提供業務の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、事前に群馬県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、お礼の品提供業務等の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (10) お礼の品提供業務等に当たり、直接又は間接に知り得た県の業務の内容を他に漏らさないこと。

4 お礼の品の要件

お礼の品は、以下全ての要件を満たすこと。ただし、以下の要件を全て満たした物品・役務でも、群馬県が適当でないと判断した場合には、お礼の品として認めない場合がある。

(1) 共通

- ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 2 項に規定する基準（所謂「地場産品基準」等）を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。
- イ 群馬県の魅力発信や地域産業の振興に資するものであること。
- ウ お礼の品を伴う寄附金額は 5 千円以上とし、1 千円単位で群馬県が設定する。
- エ お礼の品を伴う寄附金額は、商品価格、梱包代、標準送料、受託事業者が県に請求す

法律第 70 号)、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、その他の各種法令等を遵守していること。

- ク 公序良俗に反しないものであること。
- ケ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと(専ら一般的な観光目的等の場合を除く。)
- コ 物品・役務に関する情報が開示できること。
- サ 年間を通じて安定的な提供と品質管理が可能なものであること(あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。)
- シ 商品の受発注を速やかに行うことができるものであること。
- ス 業として提供している物品・役務であって、個人が私的に提供するものでないこと。
- セ お礼の品に関する情報(物品・役務の写真及び説明文のデータ)が提供可能であること。写真データ等については、お礼の品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ場合には、利用の許諾を得ていること。

(2) 物品

- ア 発送の衝撃等を考慮し、一定の耐久性を備えたもの又はそれを考慮した配送手配が可能なものであること。
- イ 寄附者へ商品が届いた後も一定期間品質を維持できるものであること(生鮮物、温度管理が必要なものは冷蔵・冷凍による発送を行うこと。)
- ウ アレルギー表示の義務のある食品の場合、特定原材料 7 品目は表示を徹底すること。特定原材料に準ずる 21 品目全てについて表示していることが望ましい。
- エ 栄養成分表示の義務のある食品について、「熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)」の 5 項目に関する表示を行うこと。

(3) 役務

- ア 利用に当たっての申請方法等が確立しており、寄附者との連絡・調整を行う体制が整っていること。
- イ 安全性への配慮が十分なされたものであること。
- ウ 寄附者に対し、役務提供が受けられることが分かる利用券等(電子利用券やメール等を含む。)を発行し、事前に利用日を指定しないものについては有効期限を示すこと。
- エ 天候等、寄附者の責めに帰すことのできない理由で役務の提供ができない場合は、代替日等を設定するよう努めること。

(4) その他

上記に関わらず、群馬県が特に認めたものについて、お礼の品提供事業者及びお礼の品として認める場合がある。

5 申請及び結果の通知

(1) 提出書類

お礼の品としての提供を望む事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

ただし、お礼の品提供事業者が新たにお礼の品の提供を提案する場合は、イの書類のみ提出すること。提出した内容に変更が生じた場合は、随時書類を提出すること。

- ア 「ぐんまふるさと納税お礼の品提供事業者 登録申請書」(様式1)
- イ 「ぐんまふるさと納税お礼の品 登録申請書」(様式2)
- ウ 「暴力団等の排除に関する誓約書」(様式3)
- エ 納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のないことを証する書類)
- オ 群馬県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がないことを証する書類

(2) 募集期間・提出先等

- ア 募集期間：随時
- イ 提出先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県戦略企画課
TEL：027-226-2405(直通)
FAX：027-223-4371
E-mail：furusato-gunma(アットマーク)pref.gunma.lg.jp ※「(アットマーク)」を「@」に置き換えて送信すること。
- ウ 提出方法：郵送、FAX 又は電子メール
※電子メールの場合は受領できる容量に制限がある。確認のため、送付後必ず電話にて連絡をすること。

(3) 結果の通知

全ての申請者に対し、文書で通知する。

6 契約の締結

群馬県は、受託事業者に対し、登録したお礼の品提供事業者との契約締結に向けた交渉を行うよう依頼する。

なお、特段の事由がある場合を除き1年以内に受託事業者との間で契約締結が行われな
い場合は、お礼の品提供事業者の登録を取り消すものとする。

7 その他の留意事項

- (1) 申請書の作成及び提出等に要する費用は、申請者が負担する。
- (2) 提出後の書類等は、採用・不採用にかかわらず返却しない。
- (3) 群馬県は、提出のあった申請書等を審査以外には無断で使用しない。審査の際は、必要な範囲において、申請者に通知することなく複製を作成することがある。

- (4) お礼の品提供事業者は、群馬県が必要と判断した場合は随時、群馬県が求める書類等を提出すること。
- (5) お礼の品提供事業者は、3又は4に定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに群馬県に申し出ること。
- (6) 次に掲げる場合に該当すると判明した場合は、お礼の品提供事業者の登録を取り消すものとする。
 - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 3に定めるお礼の品提供事業者の要件を満たさなくなった場合

附 則

- 1 この要領は令和5年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和5年11月1日から施行する。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 お礼の品提供事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、お礼の品提供業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 お礼の品提供事業者は、お礼の品提供業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。お礼の品提供事業者としての登録が終了し、又は取消しとなった後においても、同様とする。

(利用及び提供の制限)

第3 お礼の品提供事業者は、群馬県の指示があるときを除き、お礼の品提供業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は群馬県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第4 お礼の品提供事業者は、お礼の品提供業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 お礼の品提供事業者は、お礼の品提供業務を処理するために群馬県又は受託事業者等から引き渡された個人情報が記録された資料等を、群馬県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(従業者への周知)

第6 お礼の品提供事業者は、お礼の品提供業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するものとする。

(立入調査)

第7 群馬県は、必要があると認めるときは、お礼の品提供事業者がお礼の品提供業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調

査することができる。

(事故報告)

第8 お礼の品提供事業者は、上記に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに群馬県に報告し、群馬県の指示に従うものとする。